



【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

03-3451-2586

E-MAIL : [syakai@jam-union.or.jp](mailto:syakai@jam-union.or.jp)

## 雇用保険制度の見直しについて中間報告まとまる 10月から弾力条項発動も

深刻な失業情勢による雇用保険財政の悪化などをうけ、「労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会」において、雇用保険制度のあり方について議論が重ねられてきました。7月19日に開催された部会で、雇用保険制度の現状、雇用・失業をめぐる動向、雇用保険制度の見直しに当たっての視点、の三つの柱からなる中間報告がまとめられました。

### 逼迫する雇用保険財政

改正雇用保険法が平成13年4月から施行されたばかりですが、その時に想定していた雇用失業情勢より、現状は大幅に悪化しています。これに伴い雇用保険財政も悪化し、平成5年度末に4.7兆円にのぼった積立金残高は、平成13年度末には約5千億円（年間給付費の約20%）にまで減少しました。このままでは、平成15年中に積立金が枯渇することがほぼ確実となっています。

### またしても給付削減か？

こうした状況を踏まえ、見直しに向けた視点が整理されましたが、その内容は、給付と負担の全般的な見直しが避けられないとして、給付削減につながるような論点が強調されたものとなっています。政府による雇用対策の重要性や、セイフティネットとしての雇用保険制度の本来のあり方ではなく、単なる財政バランスの改善

の視点のみが前面に出されています。

### 弾力条項の発動と失業認定の厳格化

また、当面の対応として、本年10月を目途に弾力条項を発動して、保険料を2/1000引き上げることがはやむを得ないとの結論に至りました。加えて、失業の認定において、求職活動を一定回数以上行った実績を確認できた場合に支給するなど、厳格化がはかられることもあげられています。

### 失業情勢の悪化は政府の政策責任

連合は、前回改正時の見通しと現状が乖離し、早くも見直しを行わざるを得ない状況に立ち至った経緯を総括し、政府の責任を明らかにすべきことを強く主張。未曾有の失業情勢の悪化を雇用保険財政につけ回し、負担増と給付削減を示唆するのではなく、政府による総合的な雇用対策を講じることを求めています。

全般的な見直しについては、今後さらに同部会で議論を深めることとなっています。

<p>雇用保険の弾力条項とは 雇用保険料率を、法改正によらず、財政状況に応じて厚生労働大臣の職権により、一定の幅で変更できること。 原則 = 15.5/1000 失業給付の部分 12/1000 (労使折半) 三事業の部分 3.5/1000 (使用者のみ)</p> <p>弾力条項 = 積立金が失業等給付費の2倍を超える場合 12/1000 10/1000 積立金が失業等給付の額を下回った場合 12/1000 14/1000</p> <p>現在、 の条件を満たしており、今年10月より14/1000に引き上げられることが確実となっています。</p>
--